

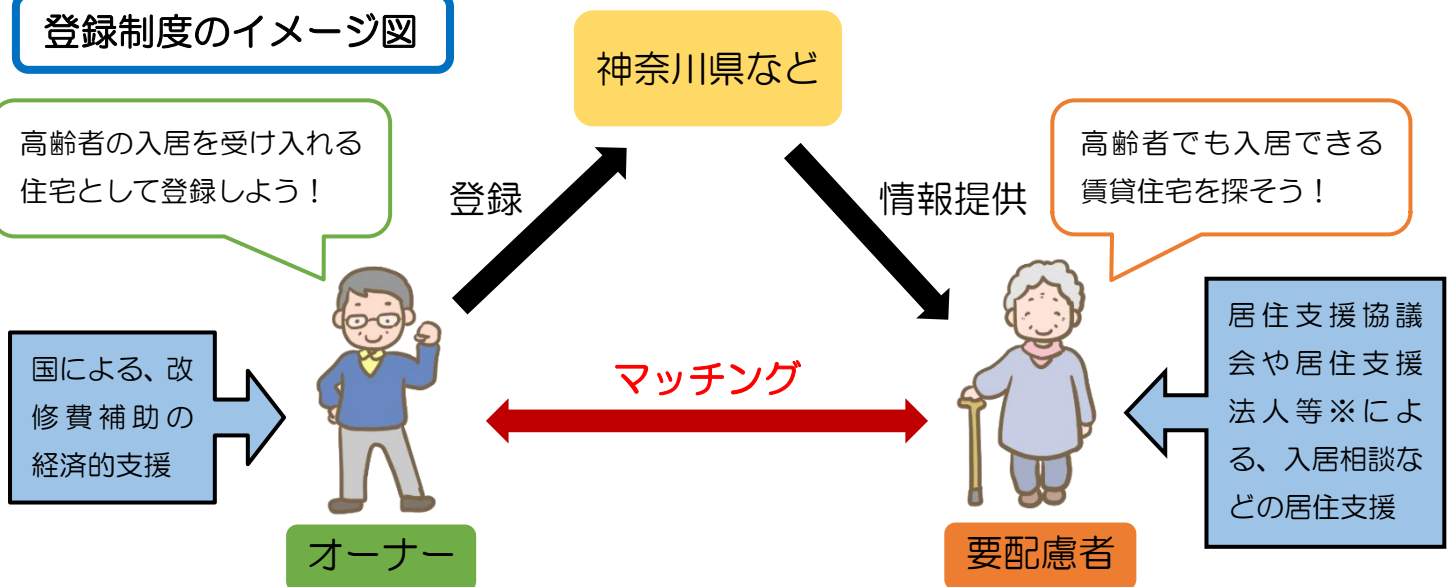
セーフティネット住宅 登録募集のご案内

登録料
無料

お持ちの賃貸住宅の空き室等を「住宅確保要配慮者※の入居を拒まない賃貸住宅」(セーフティネット住宅)として**県などに登録し、有効活用する制度**です。

※住宅確保要配慮者…低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などのこと。

登録制度のイメージ図



※居住支援協会…地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等で構成されており、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に円滑に入居できるよう活動を行っています。

居住支援法人…地域で居住支援の活動に取り組む法人として、県が指定する法人です。

登録のメリット

①国のホームページにより広く紹介

HP「セーフティネット住宅情報提供システム」
<http://www.safetynet-jutaku.jp/>

②国からオーナーに対する改修費補助

住宅確保要配慮者を受け入れる専用の住宅とするなど、一定の要件を満たした場合、1戸あたり**最大100万円**の改修費(バリアフリー化・耐震改修、シェアハウスへの改修など)への補助を受けることができます。

HP「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」<http://snj-sw.jp/>



Q & A

- Q. 空き室や空き家でないと登録できませんか。新築の住宅は登録できますか。
- A. 入居中の住宅でも、新築の住宅でも登録できます。
なお、登録については、アパート等の共同住宅は1室から可能となっており、もちろん戸建ても可能です。
- Q. 登録した住宅には、住宅確保要配慮者でないと入居できませんか。
- A. 住宅確保要配慮者でない方も入居できます（改修費補助は受けられません）。
- Q. すべての住宅確保要配慮者の入居を受け入れなければならないのでしょうか。
- A. 入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲は、登録時に選択できます（高齢者のみの入居を受け入れるなど）。
- Q. 家賃滞納など、住宅確保要配慮者の入居に不安がありますが、居住支援協議会や居住支援法人等による居住支援にはどのようなものがありますか。
- A. 入居に係る情報提供・相談、安否確認、家賃債務保証などの支援があります。

主な登録基準

- 床面積が原則25㎡以上であること（シェアハウスは別基準）
- 一定の耐震性を有すること
- 台所、便所、収納、浴室等があること
- 周辺の家賃相場と均衡を失しないこと 等

※登録基準等は、登録しようとする住宅の所在地によって異なる場合があります。制度全般に関するご質問等は、下記までお問合せください。

住宅の所在地	担当課	連絡先
横浜市	横浜市建築局住宅政策課	[TEL] 045-671-4121 [FAX] 045-641-2756
川崎市	川崎市まちづくり局住宅整備推進課	[TEL] 044-200-2997 [FAX] 044-200-3970
相模原市	相模原市都市建設局建築・住まい政策課	[TEL] 042-769-9252 [FAX] 042-757-6859
横須賀市	横須賀市都市部まちなみ景観課	[TEL] 046-822-8077 [FAX] 046-826-0420
上記以外の市町村	神奈川県県土整備局住宅計画課	[TEL] 045-210-6557 [FAX] 045-210-8889

登録・お問合せ窓口

神奈川県内の住宅の登録は、「公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会」で行っています。登録の手続き等の詳細については、下記までお問合せください。

公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会（指定登録機関）

[住所] 〒231-0011 横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 4F

[TEL] 045-664-6896 [FAX] 045-664-9359 [HP] <http://www.machikyo.or.jp/>

[受付時間] 月～金曜日（祝日を除く）9時～17時（12～13時を除く）